

平成27年5月11日

各位

会社名 株式会社ロジネットジャパン
代表者名 代表取締役社長 木村 輝美
(コード番号 9027 札証)
問合せ先 企画担当部長 斎藤 恭祐
(TEL 011-251-4112)

過年度に係る内部統制報告書の訂正報告書の提出について

当社は、平成27年3月12日に公表した「過年度の特別損失の計上及び、過年度有価証券報告書等、決算短信等の訂正に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、平成27年3月13日及び平成27年3月16日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を北海道財務局へ提出し、平成27年3月16日に過年度に係る決算短信等の一部訂正について公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、平成27年3月16日に内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第8期 内部統制報告書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

第9期 内部統制報告書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。

(1) 第8期 内部統制報告書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツから、グループ間取引の適切性について疑義がある旨の外部からの通報を踏まえて調査したところ過去の会計処理について訂正を要する懸念が

生じたとの指摘を受けました。これを受け、平成27年2月5日に当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会（委員長：村松弘康弁護士）を設置し調査を進めてまいりました。

平成27年3月6日に、第三者委員会から調査報告を受領し当該報告書を確認・精査した結果、グループ間取引において不適切な会計処理が確認されたことから、セグメント情報やのれんに関する会計上の見積り等、過去における会計処理を訂正すべきであると判断いたしました。また、これに関連し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセス、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社は、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) 適正な財務諸表の作成及び表示に関する経営陣の意識改革
- (2) 内部監査及び監査役監査の強化
- (3) 内部通報制度の整備
- (4) グループ間取引に関する準則の整備
- (5) 会計監査人との連携強化

(2) 第9期 内部統制報告書（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断した。

当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツから、グループ間取引の適切性について疑義がある旨の外部からの通報を踏まえて調査したところ過去の会計処理について訂正を要する懸念が生じたとの指摘を受けました。これを受け、平成27年2月5日に当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会（委員長：村松弘康弁護士）を設置し調査を進めてまいりました。

平成27年3月6日に、第三者委員会から調査報告を受領し当該報告書を確認・精査した結果、グループ間取引において不適切な会計処理が確認されたことから、セグメント情報やのれんに関する会計上の見積り等、過去における会計処理を訂正すべきであると判断いたしました。また、これに関連し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセス、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社は、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) 適正な財務諸表の作成及び表示に関する経営陣の意識改革
- (2) 内部監査及び監査役監査の強化
- (3) 内部通報制度の整備
- (4) グループ間取引に関する準則の整備
- (5) 会計監査人との連携強化